

平成 28 年 10 月 20 日

## 消費者機構日本と株式会社クリスタルインターナショナルとの裁判外の和解 について

消費者契約法第 39 条第 1 項の規定に基づき下記の事項を公表する。

### 記

#### 1. 裁判外の和解の概要

##### (1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者機構日本（以下「消費者機構日本」という。）が、結婚式場を運営する株式会社クリスタルインターナショナル（以下「クリスタルインターナショナル」という。）に対し、委託者である消費者と受託者であるクリスタルインターナショナルとの間で結婚式及び結婚披露宴を開催する契約（以下「本件契約」という。）を締結する際に用いられている「ご結婚挙式披露宴規約」について、本件契約が解約された場合に申込金が返還されない旨の契約条項が、消費者契約法第 9 条第 1 号に規定する消費者契約の条項に該当するとして、契約書面からこの契約条項を削除することを求めるなどした事案である。

##### (2) 結果

消費者機構日本とクリスタルインターナショナルは、平成 28 年 9 月 16 日に別紙のとおり合意した。

#### 2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者機構日本（法人番号：9010005008351）

#### 3. 事業者等の氏名又は名称

株式会社クリスタルインターナショナル（法人番号：8021001002843）

#### 4. 当該判決又は裁判外の和解に関する改善措置情報<sup>(※)</sup>の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

**【本件に関する問合せ先】**

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9252

URL：<http://www.caa.go.jp/planning/index.html>

合意書

株式会社クリスタルインターナショナル（以下、「甲」という）、特定非営利活動法人 適格消費者団体 消費者機構日本（以下、「乙」という）は、本日、甲が消費者との契約において使用する結婚挙式披露宴約款の是正協議の結果が別表のとおりであることを踏まえ、下記事項につき合意した。

記

- 第1条 甲は、消費者との結婚挙式披露宴契約に際し、消費者が契約解除の申し出をした場合に申込金を返金しない旨の契約条項を使用せず、同様の意思表示も行わない。ただし、2016年9月1日から使用を開始する「ご結婚挙式披露宴規約」第2条に従い申込金20万円を前受金とし、婚礼が実施されない場合に同規約第6条の規定により解約料の一部とする旨の意思表示はこの限りではない。
- 第2条 甲は、消費者との結婚挙式披露宴契約に際し、消費者が契約解除の申し出をした場合の申込金の返金について明らかにしない「ご結婚挙式披露宴規約」を使用しない。
- 第3条 甲は、消費者との結婚挙式披露宴契約に際し、消費者が挙式前日から14日前までの間に契約解除の申し出をした場合、見積額全額を解約料とする意思表示を行わない。
- 第4条 甲は、2016年9月1日から別表記載の内容に添って改定した「ご結婚挙式披露宴規約」の内容が記載された契約書、パンフレット等を使用し、改定前の「ご結婚挙式披露宴規約」の内容が記載された契約書、パンフレット等を2016年9月1日までに破棄したこと（但し、管理・保存用は除く。）を各確約する。
- 第5条 甲及び乙は、本合意書に記載した以外、何らの事項についても合意していないことを確認する。

甲及び乙は、本合意書面を2通作成のうえ、各書面に記名・押印のうえ、各自がそれぞれ一通を保管する。

2016年 9月 16日  
東京都港区北青山3-6-16  
株式会社クリスタルインターナショナル  
代表取締役 田村 龍也

東京都千代田区六番町15プラザエフ6階  
適格消費者団体・特定非営利活動法人  
消費者機構日本  
代表理事 理事長 和田 寿嗣

合意書 別表

<p>消費者機構日本の申入れ内容 【2012年4月2日付】</p>	<p>クリスタルインターナショナルの回答 ・結婚学式披露臺規約の改定状況 【2015年6月改定】</p>	<p>クリスタルインターナショナルの回答 ・結婚学式披露臺規約の改定状況 【2012年11月改定】</p>	<p>クリスタルインターナショナルの回答 ・結婚学式披露臺規約の改定状況 【2015年6月改定】</p>
<p>○下記下線条項は、申込者が契約を解除する際の賠償額について、事業者が生じる平均的な損害の額を超えて定めておられると考へられます。よって、消費者契約法第9条1号に該当し、無効であり削除を求めます。</p>	<p>○2項を削除し、3項を2項として下記条項(下線部)に改定しました。</p>	<p>○2項のなおよび以下を削除しました。</p>	<p>○2項を削除し、3項を2項として下記条項(下線部)に改定しました。</p>
<p>第1条 契約の成立 本契約は、ご署名いただいたお申込書を当社が受領した時点で成立いたします。</p>	<p>第1条 契約の成立 本契約は、ご署名いただいたお申込書を当社が受領した時点で成立いたします。</p>	<p>第1条 契約の成立 本契約は、ご署名いただいたお申込書を当社が受領した時点で成立いたします。</p>	<p>第1条 契約の成立 本契約は、ご署名いただいたお申込書を当社が受領した時点で成立いたします。</p>
<p>2 本契約成立時及び本契約後の期間の経過に 応じ、第2条のお申込金が発生いたします。なお、発生したお申込金は、本契約を解除された場合であっても返金いたしません。</p>	<p>2 本契約成立時及び本契約後の期間の経過に 応じ、第2条のお申込金が発生いたします。</p>	<p>2 本契約成立時及び本契約後の期間の経過に 応じ、第2条のお申込金が発生いたします。</p>	<p>2 本契約成立後、お客様の事情によって本契約を解約される場合、第6条に定める解約料をご負担いただきます。</p>
<p>3 本契約成立後は、お客様の事情によって本契約を解約される場合、別途第6条1項又は2項に定める解約料をご負担いただきます。</p>	<p>3 本契約成立後は、お客様の事情によって本契約を解約される場合、別途第6条1項又は2項に定める解約料をご負担いただきます。</p>	<p>3 本契約成立後は、お客様の事情によって本契約を解約される場合、別途第6条1項又は2項に定める解約料をご負担いただきます。</p>	<p>2 本契約成立後は、お客様の事情によって本契約を解約される場合、第6条に定める解約料をご負担いただきます。</p>

申入れ事項①

	<p>消費者機構日本の申入れ内容 【2012年4月2日付】</p> <p>○下記下線条項は、申込者が契約を解除する際の賠償額について、事業者が生じる平均的な損害の額を超えて定めていると考えられます。よって、消費者契約法第9条1号に該当し、無効であり削除を求めます。</p> <p>第2条 お申込金 お申込みいただいた場合には、お申込みされた婚礼日時における会場をお客様のために確保し、他のお客様に紹介いたしません。その対価として、お申込み日からお客様のために確保した期間に応じ、次の金額を頂戴いたします。</p> <p>なお、お申込金は、<u>契約成立後に解約された場合であっても返還いたしません。</u></p> <p>① お申込み日から30日目迄 金20万円 ② お申込み日の31日目以降 30日毎に金5万円 但し、上限を30万円とします。</p>	<p>クリスタルインターナショナルの回答 ・結婚挙式披露宴規約の改定状況 【2012年11月改定】</p> <p>○1項を下記条項（下線部）に改定しました。</p> <p>第2条 お申込金 お申込みいただいた場合には、お申込みされた婚礼日時における会場をお客様のために確保し、他のお客様に紹介いたしません。その対価として、お申込み日からお客様のために確保した期間に応じ、次の金額を頂戴いたします。</p> <p>このお申込金は前受金として扱われ、第5条の④または⑤の既にお支払いいただいた金額に含まれます。</p> <p>① お申込み日から30日目まで金20万円 ② お申込み日の31日目以降30日毎に金5万円 但し、上限を30万円とします。</p>	<p>クリスタルインターナショナルの回答 ・結婚挙式披露宴規約の改定状況 【2015年6月改定】</p> <p>○1項を下記条項（下線部）に改定しました。</p> <p>第2条 お申込金 お申込みいただく際には、お申込金として20万円をお預かりいたします。お申込金は、前受金として取扱い、ご婚礼が実施された場合には、婚礼費用に充当します。万が一、ご婚礼が実施されなかった場合には、第6条の解約料に充当し、その残額をお客様のご指定する金融機関の口座に返金いたします。なお、お振込手数料はお客様にご負担いただきます。</p>
<p>申入れ事項②</p>			

<p>消費者機構日本の要請 【2016年4月28日面談】</p> <p>○セミオーダーメイド衣裳及び挙式前日から14日前の契約解除等について、右記下線条項は、申込者が契約を解除する際の賠償額について、事業者に生じる平均的な損害の額を超えて定めていると考えられ、改善を求めます。</p>	<p>クリスタルインターナショナルの結婚挙式披露宴規約【2015年6月改定】</p> <p>第6条 ご解約 お客様が本契約をご解約する場合には、ご解約日に応じて次の解約料を頂戴します。 完成済みの代金とは、製作見込みの印刷物などお申込内容を実施済みのもの（製作済みであればお引渡し前のものを含む）の代金をいいます。 セミオーダーメイドの衣裳は、ご注文後は完成前であっても、完成済みの代金に含まれます。 お見積額とは、直近の見積書に記載されたご婚礼費用をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ご婚礼日の365日前まで 3万円</li> <li>② ご婚礼日の364日前から180日前まで お申込金の50%及び完成済みの代金</li> <li>③ ご婚礼日の179日前から150日前まで お申込金の全額%及び完成済みの代金</li> <li>④ ご婚礼日の149日前から120日前まで お見積額（サービス料除く）10%及び完成済みの代金</li> <li>⑤ ご婚礼日の119日前から90日前まで お見積額（サービス料除く）20%及び完成済みの代金</li> <li>⑥ ご婚礼日の89日前から60日前まで お見積額（サービス料除く）30%及び完成済みの代金</li> <li>⑦ ご婚礼日の59日前から30日前まで お見積額（サービス料除く）40%及び完成済みの代金</li> <li>⑧ ご婚礼日の29日前から15日前まで お見積額（サービス料除く）45%及び完成済みの代金 並びにその他の外注品等の解約料の額</li> <li>⑨ ご婚礼日の14日前から当日 お見積額（サービス料除く）の全額</li> </ol> <p>以下略</p>	<p>クリスタルインターナショナルの面談後の回答 ・結婚挙式披露宴規約の改定状況【2016年9月改定】</p> <p>○下記下線部のように条項に改定します。</p> <p>第6条 ご解約 お客様が本契約をご解約する場合には、ご解約日に応じて次の解約料を頂戴します。 完成済みの代金とは、製作見込みの印刷物などお申込内容を実施・引渡し済みの代金をいいます。 セミオーダーメイドの衣裳は、ご注文後にご婚礼日の89日前以降は完成前であっても、完成済みの代金に含まれます。 お見積額とは、直近の見積書に記載されたご婚礼費用をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ご婚礼日の365日前まで 3万円</li> <li>② ご婚礼日の364日前から180日前まで お申込金の50%及び完成済みの代金</li> <li>③ ご婚礼日の179日前から150日前まで お申込金の全額%及び完成済みの代金</li> <li>④ ご婚礼日の149日前から120日前まで お見積額（サービス料除く）10%及び完成済みの代金</li> <li>⑤ ご婚礼日の119日前から90日前まで お見積額（サービス料除く）20%及び完成済みの代金</li> <li>⑥ ご婚礼日の89日前から60日前まで お見積額（サービス料除く）30%及び完成済みの代金</li> <li>⑦ ご婚礼日の59日前から30日前まで お見積額（サービス料除く）40%及び完成済みの代金</li> <li>⑧ ご婚礼日の29日前から15日前まで お見積額（サービス料除く）45%及び完成済みの代金 並びにその他の外注品等の解約料の額</li> <li>⑨ ご婚礼日の14日前から当日 お見積額（サービス料除く）の全額から飲み物および引き出物の費用を控除した額</li> <li>⑩ ご婚礼日の当日 お見積額（サービス料除く）の全額</li> </ol> <p>以下略</p>
<p>要請事項①</p>		